

下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議設置要綱

(設置)

第1条 「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」に基づき、下京区西部エリア内の企業、事業者、大学、地域住民等が地域のポテンシャルや活性化のアイデアについて十分に検討するとともに、これらの取組を通じて地域活性化の機運の醸成を図り、地域の将来像を構想する最初のステップとするため、民間活力を生かして当該エリアの活性化を目指す「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) エリアの活性化に向けた協議、調査及び研究を行うこと。
- (2) エリア活性化の機運醸成に向けた事業を実施すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、継続して審議する必要が生じた場合は、その任期を延長することができる。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、副座長を指名し、副座長は座長を補佐する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 検討会議は、第2条に掲げる事項を行うため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務は、総合企画局市民協働政策推進室において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。